

～施術管理者の皆様へ～

マル障・マル親乳子青の受領委任取扱いの申出・ 請求のDX（オンライン化）について（お知らせ）

現在、マル障・マル親乳子青の受領委任取扱いの申出及び請求の手続は、紙のみで実施していますが、施術管理者の皆様の利便性向上の観点からDXを進めております。

東京都の構築するシステム稼働後、以下のとおり手続の方法に変更が生じますので、御注意ください。

1 マル障・マル親乳子青の受領委任取扱いの申出・変更等に関する手続

- 変更時期：令和9年1月から

- 変更内容

（変更前）	・紙で作成	⇒ 東京都に郵送
（変更後）	・パソコン、タブレット等で作成	⇒ 東京都にオンラインで提出

※ 令和9年1月からは、従来の紙での申出書、変更届、廃止届の提出はできなくなります。

なお、利用に当たっては、事前にシステム利用登録（ID取得）が必要となりますので、御注意ください。

2 マル障・マル親乳子青の請求（月々の支給申請）の手続

- 変更時期：令和9年4月施術分から（※）

（令和9年3月施術分までは、従来どおり紙で請求してください。）

- 変更内容

（変更前）	・紙で作成	⇒ （マル障）東京都に郵送 （マル親乳子青）区市町村に郵送
（変更後）	・パソコン、タブレット等で作成	⇒ オンラインで提出（※） ※オンラインで提出する場合には、提出先自治体が自動で振り分けられます。

※ 令和9年4月施術分からは、施術管理者の皆様は、都が構築するシステムで、支給申請書の提出が可能となります。

なお、利用に当たっては、事前にシステム利用登録（ID取得）が必要となります。

※ 令和9年4月以降も、当面の間は従来どおり紙での請求が可能ですが、紙で請求する場合も、支給決定通知をオンラインで発行するため、システム利用登録（ID取得）が必要となります。また、同一の施術分を重複して提出されないよう御注意ください。

※ 受領委任払いを行う施術所のオンライン資格確認の導入が原則義務化されていることを踏まえ、対象となる施術所の施術管理者の皆様には、オンラインの手続に切り替えていただくことを予定しています。

3 今後の予定

- 東京都の構築するシステムを利用していただくため、年末を目途にシステム利用のための登録（ID取得）に関するお知らせを郵送する予定です。必ず御確認いただき、利用登録に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。
- 必要な情報は、東京都福祉局のホームページにて発信していく予定です。

<問い合わせ先>

東京都福祉局生活福祉部 医療助成課

- ・ 申出や変更等に関する問い合わせ：医療助成担当電話（直通）：03-5320-4282
- ・ 請求に関する問い合わせ：給付担当 電話（直通）：03-5320-4286